

健感発 1215 第 1 号

平成 29 年 12 月 15 日

各 { 都 道 府 県 }
 { 保 健 所 設 置 市 } 衛生主管部（局）長 殿
 { 特 別 区 }

厚生労働省健康局結核感染症課長

（公 印 省 略）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について（施行通知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 131 号。以下「改正省令」という。）が本日別紙 1 のとおり公布され、平成 30 年度 1 月 1 日から施行されるところであるが、改正の趣旨及び概要は下記の通りである。

また、改正省令の施行に伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査の実施について（平成 11 年 3 月 19 日付け健医発 0319 第 458 号厚生省保健医療局長通知）の別添「感染症発生動向調査事業実施要綱」の一部を別紙 2 のとおり改正し、平成 30 年 1 月 1 日から適用することとする。

貴職におかれては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知においては、改正省令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生労働省令第 99 号）を「施行規則」と略称する。

記

1 改正の趣旨

風しんについては、風しんに関する特定感染症予防指針（平成 26 年厚生労働省告示第 122 号）に基づき、平成 32 年度までに排除状態を達成するために、発生例を直ちに把握する必要がある。

また、百日咳については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 14 条第 2 項に基づき、五類感

染症（定点把握疾患）として指定医療機関から届け出られているところであるが、現行制度では、成人を含む百日咳患者の発生動向が、適時かつ正確に把握できず、対応に遅延が生じる可能性がある。

このため、風しんについては、法第 12 条第 1 項第 1 号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症とし、百日咳については、法第 12 条第 1 項第 2 号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症（全数把握疾患）と改正を行うこととする。

2 改正の概要

- (1) 医師が、都道府県知事に対して、患者の氏名、住所等を直ちに届け出なければならない五類感染症として、風しんを定める。（施行規則第 4 条第 3 項関係）
- (2) 医師が、都道府県知事に対して、患者の年齢、性別等を 7 日以内に届け出なければならない五類感染症として、百日咳を定める。（施行規則第 4 条第 4 項関係）

3 施行期日

平成 30 年 1 月 1 日

○厚生労働省令第百三十一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条第一項及び第十四条第一項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

<p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第十二条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 風しん</p> <p>三 麻しん</p> <p>4 法第十二条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症(法第十二条第一項の規定により、当該感染症の患者について届け出なければならないものに限る。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 〃十八 (略)</p> <p>十九 百日咳</p> <p>二十 (略)</p> <p>五〃八 (略)</p> <p>(指定届出機関の指定の基準)</p> <p>第六条 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項に規定する五類感染症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる五類感染症の区分(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「五類感染症指定区分」という。)に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該五類感染症指定区分の感染症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="247 181 303 369">一</td> <td data-bbox="247 369 582 728"> <p>RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものを除く)、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、ヘルパンギーナ及び流行性耳下腺炎</p> </td> <td data-bbox="247 728 582 1131"> <p>診療科名中に小児科を含む病院又は診療所</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="247 181 303 369">(略)</td> <td data-bbox="247 369 582 728">(略)</td> <td data-bbox="247 728 582 1131">(略)</td> </tr> </table>	一	<p>RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものを除く)、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、ヘルパンギーナ及び流行性耳下腺炎</p>	<p>診療科名中に小児科を含む病院又は診療所</p>	(略)	(略)	(略)	<p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第十二条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 麻しん</p> <p>4 法第十二条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症(法第十二条第一項の規定により、当該感染症の患者について届け出なければならないものに限る。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 〃十八 (略)</p> <p>十九 風しん</p> <p>二十 (略)</p> <p>五〃八 (略)</p> <p>(指定届出機関の指定の基準)</p> <p>第六条 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項に規定する五類感染症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる五類感染症の区分(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「五類感染症指定区分」という。)に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該五類感染症指定区分の感染症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="247 1131 303 1319">一</td> <td data-bbox="247 1319 582 1677"> <p>RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものを除く)、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、百日咳、ヘルパンギーナ及び流行性耳下腺炎</p> </td> <td data-bbox="247 1677 582 2072"> <p>診療科名中に小児科を含む病院又は診療所</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="247 1131 303 1319">(略)</td> <td data-bbox="247 1319 582 1677">(略)</td> <td data-bbox="247 1677 582 2072">(略)</td> </tr> </table>	一	<p>RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものを除く)、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、百日咳、ヘルパンギーナ及び流行性耳下腺炎</p>	<p>診療科名中に小児科を含む病院又は診療所</p>	(略)	(略)	(略)
一	<p>RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものを除く)、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、ヘルパンギーナ及び流行性耳下腺炎</p>	<p>診療科名中に小児科を含む病院又は診療所</p>													
(略)	(略)	(略)													
一	<p>RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものを除く)、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、百日咳、ヘルパンギーナ及び流行性耳下腺炎</p>	<p>診療科名中に小児科を含む病院又は診療所</p>													
(略)	(略)	(略)													

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

附 則

「感染症発生動向調査事業実施要綱」新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">感染症発生動向調査事業実施要綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 対象感染症 本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。</p> <p>1 全数把握の対象 一類感染症～四類感染症 (略) 五類感染症 (全数) (64)アメーバ赤痢、(65)ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、(66)カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、(67)急性脳炎 (ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)、(68)クリプトスポリジウム症、(69)クロイツフェルト・ヤコブ病、(70)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(71)後天性免疫不全症候群、(72)ジアルジア症、(73)侵襲性インフルエンザ菌感染症、(74)侵襲性髄膜炎菌感染症、(75)侵襲性肺炎球菌感染症、(76)水痘 (患者が入院を要すると認められるものに限る。)、(77)先天性風しん症候群、(78)梅毒、(79)播種性クリプトコックス症、(80)破傷</p>	<p style="text-align: center;">感染症発生動向調査事業実施要綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 対象感染症 本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。</p> <p>1 全数把握の対象 一類感染症～四類感染症 (略) 五類感染症 (全数) (64)アメーバ赤痢、(65)ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、(66)カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、(67)急性脳炎 (ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)、(68)クリプトスポリジウム症、(69)クロイツフェルト・ヤコブ病、(70)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(71)後天性免疫不全症候群、(72)ジアルジア症、(73)侵襲性インフルエンザ菌感染症、(74)侵襲性髄膜炎菌感染症、(75)侵襲性肺炎球菌感染症、(76)水痘 (患者が入院を要すると認められるものに限る。)、(77)先天性風しん症候群、(78)梅毒、(79)播種性クリプトコックス症、(80)破傷</p>

新	旧
<p>風、(81)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(82)バンコマイシン耐性腸球菌感染症、<u>(83)百日咳</u>、<u>(84)風しん</u>、<u>(85)麻疹</u>、<u>(86)薬剤耐性アシネトバクター感染症</u> 新型インフルエンザ等感染症～指定感染症 (略)</p>	<p>風、(81)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(82)バンコマイシン耐性腸球菌感染症、<u>(83)風しん</u>、<u>(84)麻疹</u>、<u>(85)薬剤耐性アシネトバクター感染症</u> 新型インフルエンザ等感染症～指定感染症 (略)</p>
<p>2 定点把握の対象 五類感染症 (定点) <u>(87)RSウイルス感染症</u>、<u>(88)咽頭結膜熱</u>、<u>(89)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎</u>、<u>(90)感染性胃腸炎</u>、<u>(91)水痘</u>、<u>(92)手足口病</u>、<u>(93)伝染性紅斑</u>、<u>(94)突発性発しん</u>、 (95)～(110) (略) 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 (略)</p>	<p>2 定点把握の対象 五類感染症 (定点) <u>(86)RSウイルス感染症</u>、<u>(87)咽頭結膜熱</u>、<u>(88)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎</u>、<u>(89)感染性胃腸炎</u>、<u>(90)水痘</u>、<u>(91)手足口病</u>、<u>(92)伝染性紅斑</u>、<u>(93)突発性発しん</u>、<u>(94)百日咳</u> (95)～(110) (略) 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>第3～第4 (略)</p>	<p>第3～第4 (略)</p>
<p>第5 事業の実施 1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症 (第2の(74)、<u>(84)及び(85)</u>)、新型インフルエンザ等感染症及び指</p>	<p>第5 事業の実施 1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症 (第2の(74)<u>及び(84)</u>)、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染</p>

新	旧
<p>定感染症</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断した医師</p> <p>一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(74) <u>(84)及び(85)</u>）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準に基づき直ちに最寄りの保健所に届出を行う。</p> <p>イ～ク (略)</p> <p>2 全数把握対象の五類感染症（第2の(74) <u>(84)及び(85)</u>を除く。）</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断した医師</p> <p>全数把握対象の五類感染症（第2の(74) <u>(84)及び(85)</u>を除く。）の患者を診断した医師は、別に定める基準に基づき診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。</p> <p>イ～ク (略)</p> <p>3 定点把握対象の五類感染症</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定点の選定</p> <p>ア 患者定点</p>	<p>症</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断した医師</p> <p>一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(74) <u>及び(84)</u>）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準に基づき直ちに最寄りの保健所に届出を行う。</p> <p>イ～ク (略)</p> <p>2 全数把握対象の五類感染症（第2の(74) <u>及び(84)</u>を除く。）</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断した医師</p> <p>全数把握対象の五類感染症（第2の(74) <u>及び(84)</u>を除く。）の患者を診断した医師は、別に定める基準に基づき診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。</p> <p>イ～ク (略)</p> <p>3 定点把握対象の五類感染症</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 定点の選定</p> <p>ア 患者定点</p>

新	旧
<p>定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮すること。</p> <p>① 対象感染症のうち、第2の(87)から(96)までに掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定すること。小児科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、②のインフルエンザ定点として協力するよう努めること。</p> <p>表（略）</p> <p>②～④（略）</p> <p>⑤ 対象感染症のうち、第2の(90)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(104)から(110)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を2次医療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定すること。</p> <p>イ 病原体定点</p>	<p>定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮すること。</p> <p>① 対象感染症のうち、第2の(86)から(96)までに掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定すること。小児科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、②のインフルエンザ定点として協力するよう努めること。</p> <p>表（略）</p> <p>②～④（略）</p> <p>⑤ 対象感染症のうち、第2の(89)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(104)から(110)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を2次医療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定すること。</p> <p>イ 病原体定点</p>

新	旧
<p>病原体の分離等の検査情報を収集するため、都道府県は、次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て病原体定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(87)から(96)までを対象感染症とすること。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ アの⑤により選定された患者定点の全てを基幹病原体定点として、第2の(90)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(105)及び(108)を対象感染症とすること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 実施方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病原体定点</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ (2)のイの②により選定された病原体定点においては、第2の(87)から(96)までの対象感染症のうち、患者発生状況等を踏ま</p>	<p>病原体の分離等の検査情報を収集するため、都道府県は、次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て病原体定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(86)から(96)までを対象感染症とすること。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ アの⑤により選定された患者定点の全てを基幹病原体定点として、第2の(89)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(105)及び(108)を対象感染症とすること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 実施方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病原体定点</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ (2)のイの②により選定された病原体定点においては、第2の(86)から(96)までの対象感染症のうち、患者発生状況等を踏ま</p>

新	旧
<p>え都道府県等においてあらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付するものとする。</p> <p>④ (2) のイの③により選定された病原体定点においては、第2の(97)に掲げるインフルエンザ(インフルエンザ様疾患を含む。)について、調査単位ごとに、少なくとも1検体を送付するものとする。</p> <p>ウ～ケ (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>第7 実施時期</p> <p>この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。</p> <p>この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。</p>	<p>え都道府県等においてあらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付するものとする。</p> <p>④ (2) のイの③により選定された病原体定点においては、第2の(97)に掲げるインフルエンザ(インフルエンザ様疾患を含む。)について、調査単位ごとに、少なくとも1検体を送付するものとする。</p> <p>ウ～ケ (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>第7 実施時期</p> <p>この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。</p> <p>この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。</p>

新	旧
<p>この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。ただし、第5の3の(2)</p> <p>の②の指定については、平成23年7月29日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成26年7月26日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成26年9月19日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成27年1月21日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成27年5月21日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2の1の対象感染症の追加に係る改正については、平成28年2月1</p>	<p>この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。ただし、第5の3の(2)</p> <p>の②の指定については、平成23年7月29日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成26年7月26日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成26年9月19日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成27年1月21日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成27年5月21日から施行する。</p> <p>この実施要綱の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2の1の対象感染症の追加に係る改正については、平成28年2月1</p>

新	旧
<p>5日から施行する。 <u>この実施要綱の一部改正は、平成30年1月1日から施行する。</u></p>	<p>5日から施行する。</p>